

福岡県人権教育・啓発基本指針（改定）の概要

第1章 はじめに

1 策定の趣旨
 人権を取り巻く状況の変化を踏まえ必要な見直しを行うもの

- 依然として社会生活の様々な場面で偏見や差別が存在
- 情報化の進展などを背景に新たな人権問題が顕在化
- 障害者差別解消法やヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法など個別の人権課題に関する法律が整備

2 基本指針の性格
 人権教育・啓発推進法に基づき、本県の人権教育・啓発の基本的な方針を示すもの

第2章 人権を取り巻く状況

1 国際社会における取組み
 ○世界人権宣言 ○人権関係条約 ○人権教育のための国連10年

2 我が国における取組み
 ○人権教育のための国連10年に関する国内行動計画
 ○人権教育・啓発推進法 ○人権教育・啓発に関する基本計画

3 本県における取組み
 ○人権教育のための国連10年福岡県行動計画 ○福岡県人権教育・啓発基本指針 ○福岡県総合計画、子どもの貧困対策推進計画等の個別計画

第5章 分野別の施策の推進

1 同和問題
 ・県民一人ひとりが理解を深め、部落差別の解消に主体的に取り組むことができるよう、「部落差別解消推進法」の趣旨を踏まえ、教育・啓発を推進する。

2 女性
 ・固定的な性別役割分担意識の解消やDVなどの暴力を防止するための教育・啓発を推進し、男女共同参画社会の実現を目指す。

3 子ども
 ・児童虐待やいじめなどの問題に学校、家庭、地域が連携して対応し、子どもの人権が尊重される社会の実現を目指す。

第3章 人権教育・啓発の基本方針

基本理念

人権が尊重される

心豊かな社会をつくる

- 一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される社会を目指す。
- すべての人に対する偏見や差別のない社会を目指す。

人権教育・啓発の基本的あり方

人々のつながりを大切にし、自分の人権だけでなく他の人々の人権についても正しく理解し、相互に尊重し合う人権の共存の考え方が定着するよう教育・啓発に取り組む。

人権教育・啓発推進の考え方

- 多様な機会の提供**
一人ひとりが人権に対する理解を深める機会が得られるよう様々な媒体の活用や教材の提供に努める。
- 効果的な手法の採用**
県民から幅広く理解と共感を得られるよう内容・手法を工夫する。
- 自主性の尊重**
県民の自主性を尊重し、押し付けとならないよう留意する。

4 高齢者
 ・高齢者を敬愛する意識を高めるとともに、高齢者がいきいきと活躍でき、住み慣れた地域で安心して生活できる社会づくりを推進する。

5 障がいのある人
 ・県民の理解と差別意識の解消、障がいのある人の社会参加を促進し、障がいのある人もない人も住み慣れた地域で安心して暮らせる共生社会の実現を目指す。

6 外国人
 ・異なる文化を理解し尊重するための教育や交流事業により相互理解を促進する。
 ・「ヘイトスピーチ解消法」を踏まえた啓発を推進する。

第4章 人権教育・啓発の推進

1 人権教育
 ○学校教育における人権教育
 ①就学前教育の推進 ②人権が尊重される学校づくり ③校内推進体制の確立 ④人権を尊重した教育活動の展開 ⑤効果的な教材選定・開発 ⑥教職員研修の充実 ⑦家庭、地域、関係機関との連携 ⑧大学等における教育の推進

○社会教育における人権教育
 ①家庭教育に対する支援 ②学習プログラムの開発・提供 ③教材・資料の充実 ④担当者・指導者の育成 ⑤学習機会の充実、学校教育との連携

2 人権啓発
 ○県民に対する人権啓発
 ①県民に対する啓発活動の強化 ②身近できめ細かな啓発活動の推進 ③地域に密着した啓発活動の支援 ④福岡県人権啓発情報センターの充実・強化 ⑤市町村、関係団体との役割分担と連携

○企業における取組み
 ①企業啓発の推進 ②人権尊重の企業づくり ③公正な採用選考の実現

3 特定職業従事者に対する研修
 教職員、医療関係者、福祉関係者、公務員等の人権にかかわりが深い職業に従事する者に対する研修の一層の充実

7 HIV感染者・ハンセン病患者等
 ・正しい知識や情報を提供するとともに、偏見や差別を解消するための教育・啓発を推進する。

8 犯罪被害者等
 ・犯罪被害者等の状況等に対する理解を深めるための啓発活動を実施する。
 ・県の相談窓口を核とし、関係機関と連携して犯罪被害者等の支援を推進する。

9 インターネットによる人権侵害
 ・一人ひとりが情報を主体的に読み解く力を養い、インターネットを利用する際のルールやマナーを守るよう教育・啓発を推進する。

10 性的少数者
 ・性の多様性に関する正しい理解と認識を深め、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別をなくすため、様々な手法により教育・啓発を推進する。

第6章 推進体制等

○県の推進体制
 全庁的な体制のもと総合的、計画的に推進

○国及び市町村との連携
 国及び市町村との役割分担を踏まえ、連携・協力し推進

○関係団体等との連携
 企業、民間団体等との役割分担を踏まえ、連携・協力し推進

○基本指針の見直し
 人権を取り巻く状況の変化に対応するため「福岡県人権施策推進懇話会」に提言を求め必要な見直しを実施

11 さまざまな人権課題
 ○生活困窮者等
 ○北朝鮮当局による拉致被害者等
 ○その他（アイヌの人々、刑を終えて出所した人、人身取引、災害被害者）